



登戸まちづくり

No.93

編集・発行

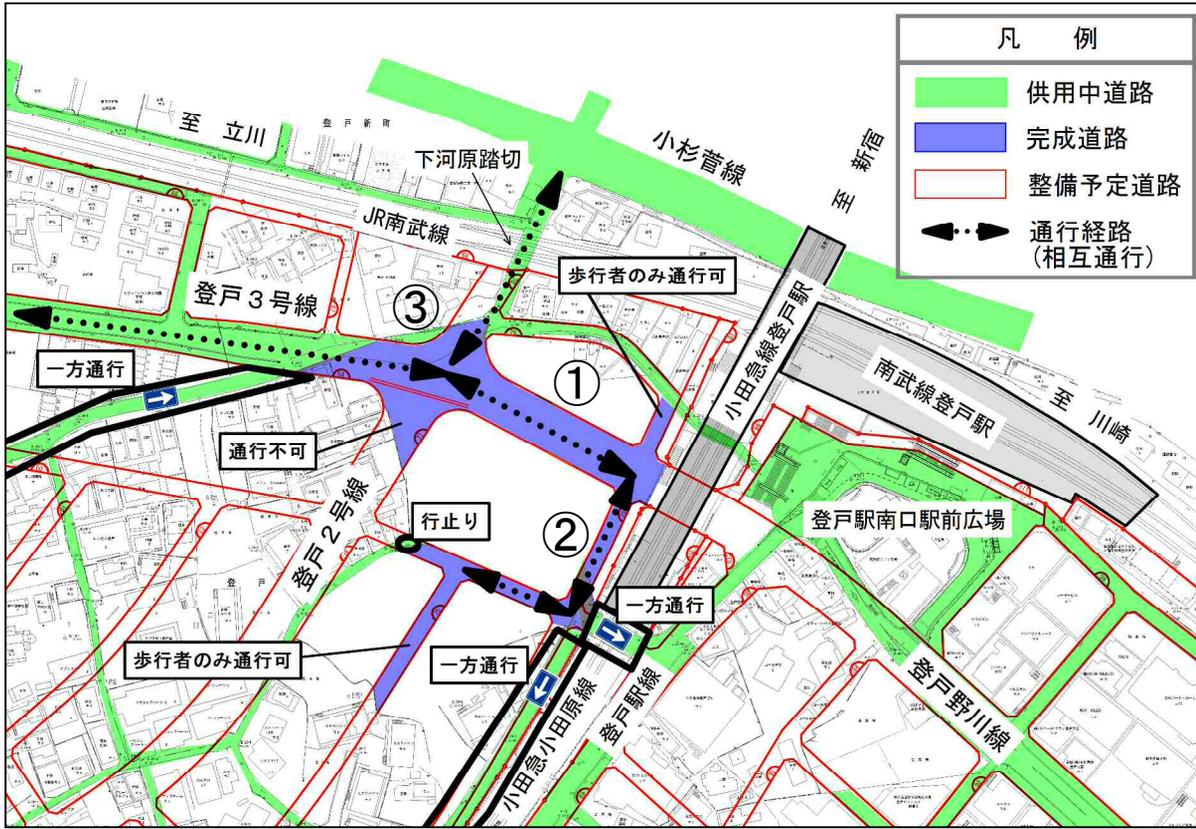
川崎市登戸区画整理事務所
〒214-0014

川崎市多摩区登戸2202番地1
電話044(933)8511

FAX044(934)3881



登戸駅西側周辺の通行経路（平成31年3月現在）



登戸駅西側周辺地区において、登戸土地区画整理事業で初めてとなる集団移転を進めてきましたが、この度、道路が完成し、3月13日より供用を開始しました。

工事期間中は、地域の皆様にご迷惑をおかけしましたが、皆様のご協力により、工事を円滑に進めることができました。予定どおり工事を完了することができました。ご協力、ありがとうございました。

これにより、工事期間中は一方通行としていた登戸駅西側周辺の道路は、左図のとおり、相互通行となっておりますので、付近を通行する際は、ご注意ください。

登戸駅西側周辺の道路が完成しました

写真①



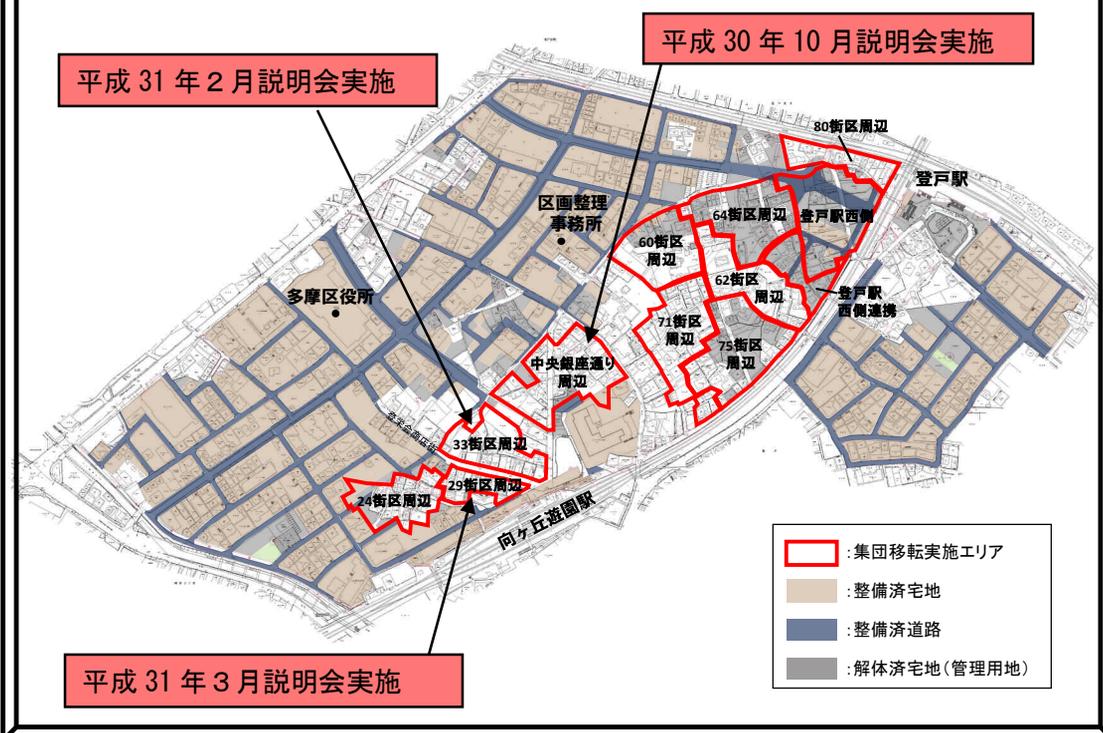
写真②



写真③



集団移転実施箇所図（平成31年3月現在）



集団移転の実施状況について

昨年10月以降、新たに同ヶ丘遊園駅前の3つのエリアで事業説明会を開催し、集団移転に着手しました。

平成31年3月現在、左図に示す12のエリアで集団移転を実施し、このうち、移転が完了した登戸駅西側周辺地区を除く11のエリアで、権利者の皆様と移転に係る協議・調整を進めています。今後も、引き続き各エリアの確実な移転の実施及び道路・宅地の整備を進めるとともに、未着手エリアにおける事業展開の検討・調整等を行います。

また、集団移転が完了した登戸駅西側周辺地区では、順調に道路等の工事が進んだことで、本年1月から順次、仮換地の引渡しを行い、権利者による建築工事が始まるなど、新たな街の形成が始まっています。

事業計画変更について

本事業は、平成37年度(25年度)の事業完了に向け、事業を推進していますが、駅周辺の商業集積エリアにおける移転補償対応において、想定を上回る事業費を要していることなど、既存の事業計画(総事業費)との乖離が生じていることや、区画整理を契機としたまちづくりがより一層求められていることから、事業完了に向けた着実な事業推進を図るとともに、地域生活拠点にふさわしいまちづくりを進めるため、総事業費の増額などの事業計画変更を予定しています。

- 【事業計画変更の主な内容】
- ① 総事業費の増額「770億円→936億円」
 - ② 公共施設設計(道路計画)の一部変更
 - ③ 共同化の推進を位置付けるなど土地利用計画の見直し

現在、平成31年度中の事業計画変更認可取得に向け、素案作成を進めています。変更の詳細な内容などにつきましては、今後、変更事業計画書の縦覧等により周知します。

排水施設の整備について

区画整理事業による道路の整備と併せて、新たな排水施設(下水道管(汚水)、雨水排水施設)の整備を行っています。

これまで、生活雑排水等は、各家庭の浄化槽を経由して、雨水と共に、道路の側溝や水路に排水されていましたが、道路の整備後は、下水道管へ排水されるため、生活環境の改善が図られます。また雨水は、新たに整備する雨水排水施設(道路側溝・コンクリート製水路)により排水することとなり、排水機能が向上し、降雨による浸水被害などの軽減に繋がります。

※詳細は、こちらをご覧ください。
<http://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000104873.html>



土地の分筆、権利の変動、建築行為に係る手続等について

●土地の分筆等について
 登戸土地区画整理事業地区内の土地について、分筆又は合筆をされる方は、当事業の換地設計と照合させる必要がありますので、事前に【換地担当】にお知らせください。

●権利の変動について
 登戸土地区画整理事業地区内の土地について、所有権や借地権などの権利の変動がある場合は【換地担当】にお知らせください。

●建築行為等の許可について
 登戸土地区画整理事業地区内は、事業を円滑に推進するため、土地区画整理法第76条に定める建築行為等の制限を行っています。

- 建築行為等の制限の内容
- 一 土地の形質の変更(土地の掘削、盛土、切土、その他土地の形状及び地質の変更)
 - 二 建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築
 - 三 政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積

これらの行為は原則として許可が必要になりますので、建築行為等を計画されている方は、事前に【企画担当】にご相談ください。
 なお、仮換地での建築工事の際には、境界杭の埋設を行いますので、併せてご相談ください。

◆業者等からの仮換地情報などの問合せについて
 事業の進捗に伴い、業者等から当事務所に仮換地情報などの問合せが増えていきます。
 当事務所では、権利者の同意等を得ていない場合、第三者に対して仮換地情報などの提供は行いません。
 当事務所が業者等に仮換地情報などを提供する場合、権利者の同意文書(委任状)が必要となりますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

無料専門相談について(予約制)

登戸区画整理事務所では、専門家による次の無料相談を月に1回(1月及び8月を除く)実施しています。相談を希望される方は、相談日を確認の上、事前に予約してください。
 なお、予約は相談日の1週間前までとなっていますので、注意してください。

相談	相談日	予約締切日
無料法律相談 【相談員】 藤田 勝氏 (弁護士)	4月16日(火)	4月9日(火)
	5月14日(火)	5月7日(火)
	6月11日(火)	6月4日(火)
	7月9日(火)	7月2日(火)
無料不動産相談 【相談員】 石田 茂氏 (不動産鑑定士)	4月17日(水)	4月10日(水)
	5月15日(水)	5月8日(水)
	6月12日(水)	6月5日(水)
	7月10日(水)	7月3日(水)
無料財務相談 【相談員】 福田 一弘氏 (税理士)	4月18日(木)	4月11日(木)
	5月16日(木)	5月9日(木)
	6月13日(木)	6月6日(木)
	7月11日(木)	7月4日(木)
	9月12日(木)	9月5日(木)

【場所】: 登戸区画整理事務所
 【時間】: 午後1時30分~午後4時
 ◆相談員の都合等により日程が変更されることがあります。

※事前予約が必要ですが、予約なしでの相談は受付けておりません。
 ※申込状況によっては、翌月以降の相談とさせていただきます。
 ※相談内容は、区画整理事業に関する限りです。

川崎市まちづくり局登戸区画整理事務所
 電話 044-9333-8511(代表)

- 無料相談、まちづくり推進協議会...【庶務担当】9333-8511
- 事業計画、建築行為等の許可...【企画担当】9333-8512
- 仮換地指定、権利変動...【換地担当】9333-8571
- 建物等移転補償...【補償担当】9333-8580
- 道路及び宅地工事...【工事担当】9333-8581

